

# 施策 18

## 地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進

主管部長(課) 地域振興部長(文化観光課)  
 関係部長(課) 総務部長(総務課、人権推進課)、地域振興部長(スポーツ振興課、文化コミュニティ財団、健康スポーツ公社)、福祉部長(障害者支援課)、教育委員会事務局次長(庶務課、江東図書館)

### 1 施策が目指す江東区の姿

区民一人一人が主体的に生涯学習・スポーツに参加するとともに、習得した成果を地域の中で活かすことによって、健康で生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。

### 2 施策を実現するための取り組み

|                         |  |
|-------------------------|--|
| ①誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供 | 時代に合った学習メニューの充実や図書館における地域の読書活動推進、地域スポーツクラブの育成支援などにより、多様な学習・スポーツの機会を提供していきます。また、施設の充実を図るとともに、区内大学、NPO、民間団体との連携を推進します。 |
| ②継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援    | 生涯学習・スポーツ団体の育成や相互交流等を通して、継続的な活動に対する支援を充実させます。また、区民が自ら蓄積した知識・技能・経験などを地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。                             |

### 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

| 5年前から現在まで  | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年に教育振興基本計画が策定され、社会全体で教育の向上に取り組む方向性が示された。</li> <li>文化・スポーツ施設の整備については、他自治体に比しトップクラスに位置しているが、人口増の著しい臨海部地域においてニーズが高まっている。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいる。</li> <li>平成23年にスポーツ基本法が制定され、スポーツに関するの基本理念等が規定された。平成24年には文部科学省が本基本法に基づく「スポーツ基本計画」を策定した。また、東京都では平成25年3月に「東京都スポーツ振興計画」を策定し、新たなスポーツ推進指針として「東京都スポーツ推進計画」を策定した。国の計画では、住民が主体的に参画する地域スポーツクラブの育成や区の実情に即したスポーツの推進計画策定が求められている。</li> <li>平成20年の図書館法の改正により、社会教育における調査、研究及び学習した成果を活用する機会の提供が求められている。</li> <li>国の「子どもの読書活動の推進計画」及び都の「第二次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、区においても、「江東区子ども読書活動推進計画」を平成23年3月に策定した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習施設では、こどもから高齢者まで誰もが学べる学習環境の整備や施設のさらなる効率的な活用が求められる。臨海部地域の人口増により、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が求められる。</li> <li>行政が行う生涯学習の役割の明確化と民間カルチャーセンターとの棲み分け・連携が求められる。</li> <li>スポーツ基本法や国・都の計画を踏まえつつ、区の実情に即したスポーツに関する基本計画の策定を検討する必要がある。</li> <li>今後の地域スポーツクラブの設立については、地域のニーズを聞きながら、区として設立や自立的、安定的な運営基盤の確立を支援していくことが求められている。</li> <li>図書館ボランティアの活用拡大や、関連施設等との連携による読書活動の拡大が求められる。</li> <li>区民や地域団体等が、調査、研究、学習した成果を発揮できる機会の創出が求められる。</li> </ul> |

### 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで   | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習を実践する世代が就学前のこどもから高齢者まで幅広く、学習メニューの要望も多種多様となっている。</li> <li>65歳を迎えた団塊世代は生涯学習を通じた地域社会とのかわりを求めている。</li> <li>区営スポーツ施設では利用者ニーズの把握に努め、そのニーズにあった各種教室・講座を実施してきた。</li> <li>図書館では、ライフスタイルの変化により、開館日や開館時間の拡大が求められている。また、IT機器の急速な普及により、インターネットやデータベース等を活用した利用者サービスの拡大が求められている。</li> <li>こどもの読書環境と学校図書館の充実のため、読書活動推進について区立図書館との連携強化が求められている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習を通して習得したものを地域社会活動に活かせる仕組みづくりや、区民ニーズに対応した多様な生涯学習メニューの提供等、生涯学習環境に対する継続的な支援が求められる。</li> <li>スポーツ活動では、今後も多種多様なニーズを把握することが必要になるが、教室数を増やすことには限界がきているので、民間スポーツ施設との棲み分けを検討する必要がある。</li> <li>図書館では、多様化する生活スタイルに対応するため、開館日数・時間の拡大やITサービスの拡充により、より一層利便性の向上が求められる。また、地域特性を活かした特色あるサービスの提供が求められる。</li> <li>こどもの読書活動推進のための場や機会の拡大を図るとともに、学校図書館と区立図書館との連携を拡大し、資料の有効活用を推進していく必要がある。</li> </ul> |

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標                        | 単位 | 現状値<br>21年度      | 22年度   | 23年度   | 24年度   | 25年度 | 26年度 | 目標値<br>26年度 | 指標<br>担当課 |
|-------------------------------------|----|------------------|--------|--------|--------|------|------|-------------|-----------|
| 63 生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合          | %  | 18.7             | 17.5   | 18.8   | 19.5   |      |      | 25          | 文化<br>観光課 |
| 64 図書館の登録利用者数（年間）                   | 人  | 88,784<br>(20年度) | 97,087 | 95,657 | 92,123 |      |      | 92,000      | 江東<br>図書館 |
| 65 図書館資料貸出数（年間）                     | 千冊 | 4,122<br>(20年度)  | 4,614  | 4,624  | 4,395  |      |      | 4,500       | 江東<br>図書館 |
| 66 生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合 | %  | 14.2             | 13.0   | 14.3   | 14.1   |      |      | 20          | 文化<br>観光課 |

### 5 施策コストの状況

|         | 24年度予算      | 24年度決算      | 25年度予算      | 26年度予算      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| トータルコスト | 6,919,769千円 | 6,249,105千円 | 8,045,140千円 | 5,857,393千円 |
| 事業費     | 6,221,612千円 | 5,533,973千円 | 7,307,241千円 | 5,063,887千円 |
| 人件費     | 698,157千円   | 715,132千円   | 737,899千円   | 793,506千円   |

### 6 一次評価《主管部長による評価》

#### (1) 施策における現状と課題

長期計画により目指すべき方向性は示されているが、区としての総体的な文化振興に係る基本方針は、今後の検討課題としている。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいるため、行政との役割分担や協働・連携のあり方を整理する必要がある。

区民の学習支援に関し、学習グループの高齢化による活力の減退が懸念される。また、退職を迎えた団塊の世代の力を地域に活かすための仕組みづくりに取り組む必要がある。

図書館の利用者、貸出数等は増加し、そのニーズは多様化、高度化している。区民の生活を支援し、生涯学習に資するため、ニーズに適応した一層のサービス向上が必要である。

対面朗読サービスや音訳資料の作成といった図書館サービスの一部がボランティア等の参加により提供されているが、参加者の恒常的な確保や、新たなサービスの提供方法の確立に取り組む必要がある。

地域スポーツクラブはtoto助成金「自立支援事業」により活動を続けている。この事業では、人件費が8年間、事業費が5年間の助成となるが、助成終了後の運営については、助成金以外の収入の確保が必要となる。

#### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

文化振興に関する基本方針のあり方について検討する。◆民間の活力を活かしつつ、学習後の成果を区民が地域に還元する仕組みを確立し、参加区民の自主的活動を支援する取り組みを試行的に実施する。また、自主・自立的な学習支援について、現在行っている参加者募集や初年度の施設先押さえに加えて、利用団体をサポートしていく（グループサポート事業など）支援策を実施する。◆学習成果を地域に還元し、学習者の生きがいにも繋げていく仕組みとして、リバーガイドや英語解説ボランティアなど先駆的な取り組みを進めているが、今後、退職後の団塊の世代等の知識・経験を活かしたメニューを創っていく必要がある。

◆「こども読書活動推進計画」の実施をはじめとした読書活動の推進にあたっては、ボランティア参加希望者や学校司書等の活用を図りながら、学校や子育て施設、高齢者施設等の関係施設との連携を図り、地域との協働による事業を推進する。

◆地域の情報拠点として図書館機能を充実させ、地域特性に合わせた特色あるサービス展開による魅力ある図書館をめざす。区民との協働や関係施設との連携を進め、地域に根ざした読書活動を推進する。施設計画、窓口サービス、ITシステムを有機的に連携したサービス強化を図る。

◆多様化する利用者ニーズに向けて、効率的な図書館運営を図るため、施設的环境整備や様々な情報提供に対応できる体制づくりに取り組む。

◆地域スポーツクラブは一定期間toto助成金を受けられるため、会費を安く設定できている。助成金終了後は会費収入を中心とした自主財源で運営しなければならないため、区として補助金等の助成について検討する必要がある。区として、スポーツ施設指定管理者、体育協会、スポーツ推進委員、各競技団体等と相互に連携を図りながら、スポーツの多様なニーズに応えていく。

## 7 外部評価委員会による評価

平成24年度外部評価実施済施策

## 8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・生涯学習やスポーツ振興に関して、区民のニーズや利用実態を十分に把握した上で、ニーズに対応した事業を展開するとともに、生涯学習やスポーツ活動に参加していない区民の参加を促すような仕組みについても検討する。
- ・スポーツ振興について公費で支援する範囲に留意しつつ、区と民間スポーツセンター等との役割分担や連携のあり方を具体的に検討する。
- ・団塊の世代の区民が、積極的に自らの知識や経験を地域で活かせる仕組みを検討する。
- ・区の組織間連携を密にし、区民への生涯学習メニューの効率的な提供方法を検討する。

**1 施策が目指す江東区の姿**

性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。

**2 施策を実現するための取り組み**

|                      |  |
|----------------------|--|
| ①男女平等意識の向上           | 学校や企業、個人、地域に対して、各種啓発活動を行うなど、一人一人の意識改革を図ります。  |
| ②性別によらないあらゆる活動への参加拡大 | 区民が性別に関係なく家庭や社会で活躍できるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行います。   |
| ③仕事と生活の調和の推進         | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業への働きかけや家庭などへの支援を行います。  |
| ④異性に対するあらゆる暴力の根絶     | DV防止法に基づく基本計画を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を行います。また、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)など、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談事業を実施します。 |

**3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)**

| 5年前から現在まで  | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・H20年が「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」元年と位置づけられる。</li> <li>・(H21.4)次世代育成支援対策推進法改正</li> <li>・(H22.12)国による第三次男女共同参画基本計画の策定</li> <li>・(H23.3)江東区男女共同参画KOTOプラン策定</li> <li>・(H24.3)東京都男女平等参画行動計画改定・東京都配偶者暴力対策基本計画改定</li> <li>・(H24.6)「『女性の活躍による経済活性化行動計画』～働く『なでしこ』大作戦～」策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・能力・成果主義の進展、パート・派遣労働者等の非正規雇用の増大等、雇用環境の変化がさらに進む。人口減少時代における社会全体の労働力不足等から、子育て等によりいったん仕事を中断した女性の再チャレンジへの支援が一層求められる。</li> <li>・女性に対する暴力防止に関して、一応の法整備や地方自治体における暴力防止施策は推進されてきたものの、まだ潜在的被害者は多いと推定され、一層の被害者支援が求められる。</li> </ul> |

**3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化**

| 5年前から現在まで   | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)   |
|---|---|
| <p>「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」(平成21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の地位の平等感について、前回調査(平成12年)から比べて、家庭生活や地域社会など全体的に若干の改善傾向にあるが、依然として5割以上の人々が男性優遇と考えており、女性だけで見ると6割弱となっている。</li> <li>・固定的な性別役割分業意識(※)について、肯定的な回答は女性34.9%、男性49.1%で、男女間の意識に差があり、依然として男性の意識が高い状況である。</li> <li>・区の政策などの意思決定の場に、もっと女性の参画が進むことを望むとする意見が全体の8割となっている。</li> <li>・仕事と仕事以外の時間的バランスの希望と現実に差がある。</li> <li>・東日本大震災の経験を経て、防災に関する区民の意識が高まり、避難所運営などについても男女共同参画の視点が必要となっている。</li> </ul> <p>※固定的な性別役割分業意識：昔からある考え方で「男性は外で仕事、女性は家庭で育児」というような意識。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢の時代を迎え、育児・介護等家庭生活と仕事との両立が図れる環境整備が求められる。</li> <li>・団塊の世代が65歳を迎えつつある中で、男性が家庭生活、地域社会活動に積極的に参画することが出来るような環境整備、意識啓発が一層求められる。</li> <li>・更に男女双方の視点に立った政策が求められる。特に東日本震災後は、地域防災計画などにおいてそれが顕著となってくる。</li> <li>・国の「女性の活躍による経済活性化行動計画」の推進にともない、区でも女性に対する起業・再就職等総合的な就労支援が求められる。</li> </ul> |

**3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業**

| 4 施策実現に関する指標                        | 単位 | 現状値<br>21年度     | 22年度  | 23年度  | 24年度  | 25年度 | 26年度 | 目標値<br>26年度 | 指標<br>担当課            |
|-------------------------------------|----|-----------------|-------|-------|-------|------|------|-------------|----------------------|
| 67 男女が平等だと思ふ区民の割合                   | %  | 16.7            | 20.1  | 20.3  | 18.3  |      |      | 40          | 男女共同<br>参画推進<br>センター |
| 68 区の審議会等への女性の参画率                   | %  | 29.3<br>(20年度)  | 29.5  | 30.1  | 34.1  |      |      | 40          | 男女共同<br>参画推進<br>センター |
| 69 仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合 | %  | 25.2            | 26.5  | 28.0  | 29.9  |      |      | 38          | 男女共同<br>参画推進<br>センター |
| 70 DV相談件数                           | 件  | 1,146<br>(20年度) | 1,773 | 2,067 | 2,388 |      |      | —           | 男女共同<br>参画推進<br>センター |

| 5 施策コストの状況 |           |           |           |           |  |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
|            | 24年度予算    | 24年度決算    | 25年度予算    | 26年度予算    |  |
| トータルコスト    | 250,461千円 | 219,341千円 | 216,386千円 | 235,809千円 |  |
| 事業費        | 177,257千円 | 151,042千円 | 138,346千円 | 163,485千円 |  |
| 人件費        | 73,204千円  | 68,299千円  | 78,040千円  | 72,324千円  |  |

| 6 一次評価《主管部長による評価》  |
|--|
| (1) 施策における現状と課題  |
| <p>◆男女共同参画意識づくりを広く浸透させるため、情報紙「こうとうの女性」を発行し配布を行っているが、情報紙の認知度は低い。◆男女共同参画社会について理解し、区の審議会等への参画を含めた地域活動を展開させるため、その基礎知識と実践方法を体系的に学ぶパルカレッジを実施しているが、パルカレッジ修了者が必ずしも実際の地域活動に結びついているとは言えない。◆DV問題を主とした相談事業として「女性のなやみとDV相談」を実施し、平成25年度からは、この窓口を中心として配偶者暴力相談支援センターの機能整備を実施している。DVの社会的認知度の向上や相談窓口の周知により多岐に渡る相談があるが、現状では関係各課との連携により対応してきている。◆情報紙において、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業の記事を掲載するなど、広く啓発を図っている。しかしながら、平成21年度に実施した意識実態調査の結果から、区内企業のワーク・ライフ・バランスへの関心度は全体の5割弱であるものの、実際に取り組んでいる企業は少ない。</p> |
| (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性  |
| <p>◆情報紙について平成25年度からは区報との併配で全戸配布を実施するとともに、審議会での意見聴取など、区民の視点に立った紙面づくりなどの内容の充実を図る。◆パルカレッジ修了生が男女共同参画フォーラム等の講座企画や情報紙の編集に参画できるような仕組みづくり等フォローアップを行う。◆配偶者暴力相談支援センターの機能整備にともない、各関係所管との連携強化を図る。◆ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、支援施策を幅広く検討する。◆第5次男女共同参画行動計画とDV防止法に基づく基本計画に基づき、効果的な施策展開を関係各課と連携して推進する。</p>   |

| 7 外部評価委員会による評価  |
|-----------------|
| 平成24年度外部評価実施済施策 |

| 8 二次評価《区の最終評価》  | ※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。 |
|---|---------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画意識について、効果的な啓発方法を検討する。</li> <li>・講座事業については、他部署との連携を図り講座内容に重複のないよう取り組む。</li> <li>・こどもに対する人権教育については教育委員会等関係部署と連携し、その充実について引き続き検討する。</li> <li>・DVへの対応は、警察等関係機関との適切な連携を図る。</li> </ul> |                                 |

1 施策が目指す江東区の姿

区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

|                  |  |
|------------------|--|
| ①伝統文化の保存と継承      | 文化財や伝統文化を保護・保存するとともに、講習会の開催や小中学校の授業に取り入れるなど、伝統文化の継承に取り組みます。さらに、文化財ガイドの育成や伝統文化を伝える施設の改善などを行い、区民が伝統文化に親しむ環境を整備します。 |
| ②芸術文化活動への支援と啓発   | 芸術文化団体の活動を支援するとともに、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。               |
| ③新しい地域文化の創造と参加促進 | さまざまなアーティストの活動を支援することにより、個性豊かな地域文化の創出を支援します。また、新しい地域文化の発信を支援し、区民の参加を促進します。                                       |

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

| 5年前から現在まで   | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の成熟にともない伝統文化や芸術文化を享受したいといった欲求が高まっている。</li> <li>・ゆとりの時間を利用し、地域の伝統文化や芸術文化活動などに参加したいという要望が高まっている。</li> <li>・文化的景観や民俗技術が文化財保護法の改正(平成17年4月施行)により文化財保護の対象に加えられた。</li> <li>・「伝統の継承」「伝統文化の尊重」「郷土を愛すること」が教育基本法の改正(平成18年12月施行)により盛り込まれた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術振興基本法制定(平成13年2月)を機に区民の文化芸術に対する関心が高まっており、伝統文化や芸術文化を知ることや参加する機会を一層求める。</li> <li>・人口構成の割合が高い団塊世代を中心に、ライフスタイルの選択肢として、こころの豊かさやゆとりのある生活をより求めるようになる。</li> </ul> |

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで   | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「区に長く住んでいるが地元のことをよく知らない」、「引越してきたばかりで江東区を知りたい」と高い定住意向とともに身近な区の歴史や文化に関心が向けられている。</li> <li>・質の高い芸術鑑賞を求める区民の需要は根強くあり、また、自ら演じる参加型の文化芸術活動を求める機運も徐々に出てきている。</li> <li>・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供が求められてきている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統文化や芸術文化を知る機会や親しむ機会の提供と支援が求められるようになる。</li> <li>・区民が自らの世界を広げ、自らの人生を豊かにするため、ゆとりの時間を地域の歴史や伝統文化、芸術文化への意識や関心が高まってくる。</li> <li>・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供とともに、区民が主体的に参加する文化芸術活動の比率が増えてくることが予想される。</li> <li>・芸術文化を楽しむ機会の充実や新しい地域文化を生み出す環境づくりが求められている。</li> </ul> |

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

|  |
|--|
|  |
|--|

| 4 施策実現に関する指標 |                             | 単位 | 現状値<br>21年度      | 22年度   | 23年度   | 24年度   | 25年度 | 26年度 | 目標値<br>26年度 | 指標<br>担当課 |
|--------------|-----------------------------|----|------------------|--------|--------|--------|------|------|-------------|-----------|
| 71           | 文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合 | %  | 41.5             | 40.2   | 39.7   | 42.5   |      |      | 50          | 文化<br>観光課 |
| 72           | この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合    | %  | 57.8             | 52.1   | 53.0   | 57.8   |      |      | 65          | 文化<br>観光課 |
| 73           | 芸術文化活動団体の施設利用件数             | 件  | 63,534<br>(20年度) | 69,413 | 67,681 | 59,896 |      |      | 66,000      | 文化<br>観光課 |

| 5 施策コストの状況 |           |           |           |           |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|            | 24年度予算    | 24年度決算    | 25年度予算    | 26年度予算    |
| トータルコスト    | 665,191千円 | 620,001千円 | 658,527千円 | 698,600千円 |
| 事業費        | 627,409千円 | 584,948千円 | 621,217千円 | 670,200千円 |
| 人件費        | 37,782千円  | 35,053千円  | 37,310千円  | 28,400千円  |

| 6 一次評価<< 主管部長による評価 >>  |
|--|
| (1) 施策における現状と課題  |
| <p>◆本区は震災、戦災により壊滅的被害を受け貴重な文化財を数多く失った。昭和55年に文化財保護条例を制定し、文化財をできる限り広範囲に捉え、それを台帳に登録する制度を採用し、平成24年度末現在登録件数は、1051件である。これらの文化財を6名の文化財専門員を中心に保存、保護活動を進めているが、専門家だけでは一定の限界が見られる。また、初期の登録では広く捕捉したことによる登録台帳の不備も散見されており、台帳の整備とともに次世代への文化財の継承方策が早急の課題となっている。◆年間約100本に及ぶバレエ、クラシック、ジャズ、ポップス、落語など多彩なジャンルの公演を提供し、区民の多様なジャンルの芸術鑑賞の要望に応えるとともに、事業協力という形で区内アマチュア芸術文化団体の活動支援を行っている。経費的にも、共催の運営形態をとることにより実質的な経費の支出を抑えている。新たな地域文化の創造については、「江東のくるみ」と称され27回目を迎えた「くるみ割り人形」のような、区芸術提携団体との連携による取り組みに力を入れている。今後の課題としては、「江東の」と称されるような区民参加型の質の高い文化芸術を芸術提携団体に限らず区内アーティスト等との連携も含めて創造していく必要がある。また、江東区の芸術文化の殿堂としての江東公会堂の対外的な認知度を高める取り組みを行う必要がある。◆平成24年度に新たにオープンした亀戸梅屋敷等の施設と連携し、対外的に認知度を高める取り組みを行う必要がある。</p>     |
| (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性  |
| <p>◆文化財の次世代への継承は、現在の保護・保存活動にかかっているが、これらの活動を行政のみで行うことには大きな制約がある。今までの文化財行政では文化財講習会を通じて数多くの区民と協力関係を築き保護活動を進めてきた経緯がある。他区と比べて格段に多い文化財を継承していくためには、講習会の持続とさらに多くの区民と強固な信頼関係を持ち続け協働体制を強化していくことが必要である。その中で特に文化財保護に関し、地域のリーダーとして啓発活動をすすめる民間協力員として位置づけられている文化財保護推進協力員を40名以内から48名以内に増員し、地域に根ざした文化財保護活動の充実を図っていく。◆多彩なジャンルの芸術文化を提供するとともに、区内アーティスト及び芸術提携2団体等との連携を強化し、江東区ならではの新たな地域文化として、例えば「江東ユースジャズフェスティバル、江東真夏の第九、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団」等区民参加型の芸術文化を育成していく。また、バレエとオーケストラという他にはない芸術提携の強みを活かして、「オーケストラwithバレエ」のような質の高いユニークな取り組みや、プロアーティストとの協働・連携による質の高い区民参加型の芸術文化をアピールし、江東公会堂の存在価値を高めていく。◆新しい地域文化の発信という視点から、24年度に新たにオープンした亀戸梅屋敷、旧中川・川の駅、三代豊国五渡亭園と連携し、事業展開していくことにより、地域の活性化を図っていく。</p> |

## 7 外部評価委員会による評価

### 施策の目標に対して、成果は上がっているか

・施策の目標(施策が目指す江東区の姿)と「施策を実現するための取り組み」の関係は明確であり、これらを構成する事業の着実かつ効果的な推進によって本施策目標の実現が期待できる。

### 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

・総じて適正である。なお、文化財の保護については、ニーズによって施策が大きく左右されるべきものではなく、公共財の維持という視点から基本的に行政が責任を負うべきものである。

・区民ニーズに対応した取組みを実施していると思われるが、江東区民のどれだけの割合が、文化の彩り豊かな地域づくりを望んでいるのか判断ができなかった。

・ジャズ、バレエ、オーケストラが区民ニーズに対応しているかどうか疑問は残る。映画や音楽など大衆向けのニーズがまだあるのではないかと。また、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団等、子供対象の団体の活動アピールも子供たちの励みにつながるとされる。このように、芸術・文化活動の分野においては、そのテーマと対象について、区民ニーズを掘り下げて把握する取組みを強化してほしい。

### 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

・総じて適正である。

### 施策の総合評価(今後の方向性)

・文化財保護については、本区特有の歴史にもとづいて他自治体に先駆ける登録・保存・保護活動が展開されており、この点は高く評価できる。今後は保護対象の網羅性を保ちながらも、国・都との役割分担明確化、区民人材の活用等を通じて、効率性・有効性についても工夫をお願いしたい。

・豊富・貴重な文化財は、郷土愛(コミュニティ意識)の醸成にも繋がる。学校教育との連携を意識し、その重要性を若い世代に継承させる仕組みづくりに注力してほしい。

### その他(改善点等)

・地域振興部が所管する施策は、例えば、地縁コミュニティの強化・活性化に、江東区固有の文化財資源を活用するというアイデアもありえる。施策間の横断的取組みが生まれるような部署間連携を期待したい。

## 8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・文化財や伝統文化の保存・支援について、他分野の施策と連携を図りながら、一層のPR及び活用に努める。

・本区で活動する様々な団体・アーティスト等と協働・連携することで新たな地域文化の育成に努めるとともに、その積極的なPRに取り組み、より多くの区民の参加を促す方策を検討する。

・個々の歴史文化関連施設について、利用実態を分析し、更なる効率性・採算性の向上策を検討する。



**1 施策が目指す江東区の姿**

江東区の魅力が十分に発信され、区内外からの観光客で賑わっています。また、区民におもてなしの心が醸成され、観光客が満足して何度も訪れ、商店街など地域経済が活性化しています。

**2 施策を実現するための取り組み**

|                 |  |
|-----------------|--|
| ①観光資源の開発と発信     | 地域が持っている魅力を活かしながら、水辺を活用した観光を推進するなど、新たな観光資源の開発に取り組みます。また、ホームページなどあらゆる媒体を活用し、区と区民一体となって区の魅力をPRします。 |
| ②観光客の受け入れ態勢の整備  | 観光案内所の整備やシャトルバスの運行など、観光客の利便性向上に取り組みます。また、おもてなしの心を持つ観光ガイドを養成するなど、人材の育成に取り組みます。                    |
| ③他団体との連携による観光推進 | 他自治体・民間企業などとの連携により、新たな観光ルートの創出やイベントを開催するなど観光施策を幅広く推進します。   |

**3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)**

| 5年前から現在まで   | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光立国推進基本法が制定され(平成19年1月1日施行)、観光による国づくり、地域づくりが提唱されている。また東京都においても観光産業振興プランを定め、観光振興に対する取組みを強めてきている。</li> <li>・区においても、「江東区観光推進プラン」を平成23年3月に策定した。</li> <li>・臨海部においては、集客力の高い商業・アミューズメント施設や東京ゲートブリッジなどランドマーク性の高い建物の建設が進んでいる。</li> <li>・「東京スカイツリー」が平成24年2月に完成し、5月に開業した。</li> <li>・「亀戸梅屋敷」が平成25年3月に開業した。また、一般社団法人江東区観光協会が平成25年2月に設立した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客誘致による地域経済のさらなる活性化が求められる。</li> <li>・観光資源の効果的な活用と、区内外に対する積極的なPRが求められる。</li> <li>・臨海部と東京スカイツリーを結ぶ内陸部での観光拠点を整備することがますます必要になってくる。</li> <li>・新たな観光スポットを活かし本区観光行政の充実を図る必要性が高まる。</li> <li>・東京ゲートブリッジ、東京スカイツリー、亀戸梅屋敷の開業、また江東区観光協会の設立により、本区内への観光客の増加が見込まれる。</li> </ul> |

**3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化**

| 5年前から現在まで   | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光による地域経済の活性化が高まっており、本区観光資源の有効活用が求められるようになってきた。また、適切な観光の情報発信と効果的なPRも求められるようになってきている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨海部の開発が進み、今まで以上に臨海部と内陸部とを結んだ観光資源の有効活用と東京スカイツリー等の開業による観光客の区内への誘導が強くなり求められる。</li> <li>・区外向けとともに、新たに転入してきた区民を中心に区民向けにも、区の魅力を分かりやすく紹介する観光案内マップ、観光ホームページ等PRツールの充実、整備が必要とされる。</li> </ul> |

**3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業**

|  |
|--|
|  |
|--|

| 4 施策実現に関する指標 |                           | 単位 | 現状値<br>21年度      | 22年度   | 23年度   | 24年度   | 25年度 | 26年度 | 目標値<br>26年度 | 指標<br>担当課 |
|--------------|---------------------------|----|------------------|--------|--------|--------|------|------|-------------|-----------|
| 74           | 江東区内の主要な観光・文化施設への<br>来場者数 | 千人 | 1,560<br>(20年度)  | 1,824  | 1,081  | 1,535  |      |      | 2,000       | 文化<br>観光課 |
| 75           | 観光情報HPへのアクセス件数            | 件  | 37,914<br>(20年度) | 31,703 | 28,121 | 29,033 |      |      | 45,000      | 文化<br>観光課 |
| 76           | 観光ガイドの案内者数                | 人  | 1,216<br>(20年度)  | 2,169  | 3,532  | 4,914  |      |      | 2,000       | 文化<br>観光課 |

| 5 施策コストの状況 |           |           |           |           |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|            | 24年度予算    | 24年度決算    | 25年度予算    | 26年度予算    |
| トータルコスト    | 216,891千円 | 198,012千円 | 210,302千円 | 199,927千円 |
| 事業費        | 147,280千円 | 133,257千円 | 141,723千円 | 147,495千円 |
| 人件費        | 69,611千円  | 64,755千円  | 68,579千円  | 52,432千円  |

| 6 一次評価<<主管部長による評価>>  |  |
|--|--|
| (1) 施策における現状と課題  |  |
| <p>◆区は、神社・仏閣等の史跡や、臨海地区を中心とした大規模娯楽施設など、多様な観光資源に恵まれており、観光地としての魅力を十分に備えているが、その資源を十分に活かす体制を構築する必要がある。今後、観光客の総合的な受け入れ態勢の整備や一体的な情報発信の強化など、観光事業に対する戦略的、体系的な施策の推進が、求められている。◆東京スカイツリー開業に伴う全国からの観光客に対し、本区の魅力を伝え、区内へ誘致することにより、地域経済の活性化を図り、また区民の区への愛着を高め、持続的な地域振興につながる観光事業の推進が求められている。◆観光振興による地域経済の活性化には、新たに整備された観光拠点の観光推進への活用とともに、既存の観光施設などの物的資源や文化観光ガイドなどの人的資源をも有効に活用した施策の展開が求められる。そのためには、観光施策全体の中で、各事業の役割・位置付けを明確にし、目的の達成に向けて総合的かつ計画的に事業を実施する必要がある。◆平成25年に設立した江東区観光協会とは、観光振興について役割分担・連携を明確にし、さらなる観光推進の充実が求められている。</p>   |  |
| (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性  |  |
| <p>◆観光推進プランに基づき、区が持つ多様な物的・人的資源や水辺などの地域特性を生かした総合的かつ計画的な観光施策の展開を図る。◆観光振興には地域活力が重要であるため、観光協会・NPOなどの観光関係団体の支援・育成の充実を図るとともに、これらの団体や企業との連携・協働による観光推進体制の強化に取り組む。◆観光振興には、経済活性化に加え、区民の地域に対する愛着と誇りを醸成することに大きな意義があると考えるので、区民が地域の魅力、資源を再評価し、地域の文化をより理解できる方向で施策に取り組む。◆区内には全国的にも有名な観光地域が点在するが、区としての知名度はあまり高いとは言いがたい。戦略的・総合的な観光事業の推進により、区の知名度向上を図り、各地域のイメージやブランド力を高めていく必要がある。これらの地域イメージ・ブランド力の向上は、リピーターによる継続的な来訪が期待されるばかりでなく、本区への転入の志向が高まることも期待される。◆東京ゲートブリッジや東京スカイツリーの開業による、東京東部地域に対する関心の高まりや臨海部に多く来訪するインバウンド（外国人観光客）などへの対応について、新たに江東区観光協会との連携のもと、観光推進及び地域経済の活性化の充実に取り組む。◆東京スカイツリー開業による東京の東部地区への関心の高まりに対し、近隣区と連携した観光客の誘致に取り組む。</p> |  |

## 7 外部評価委員会による評価

平成24年度外部評価実施済施策

## 8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・観光推進プランに基づき、区の役割、民間企業・団体の役割、区民の役割を明確にしつつ、それぞれの力量が発揮できる事業展開を図る。
- ・江東区観光協会がその特性を発揮して、効果的に観光振興に資するよう事業を実施する。
- ・観光推進プランの初動期の取り組みを総括し、**観光客のニーズ等に関する調査・分析を十分に行った上で、今後の事業展開について検討を行う。**
- ・区民の地元への愛着心を醸成することで、観光事業をより盛り上げていく方法を検討する。

## 施策 22 健康づくりの推進

### 1 施策が目指す江東区の姿

区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。

### 2 施策を実現するための取り組み

|                |  |
|----------------|--|
| ①健康教育、健康相談等の充実 | 健康プラン21に基づいて、講演会や出前講座などによる健康教育を実施します。また、精神保健相談や難病相談などの各種健康相談を行うとともに、健康に関する情報の整備・発信を行います。                 |
| ②疾病の早期発見・早期治療  | 各種がん検診や健康診査の受診率・精度管理の向上に努め、検(健)診の結果、精検を要する人に対しては継続的な支援・指導を行います。また、保健情報システムを充実するなど、効果的な検(健)診実施体制の整備を図ります。 |
| ③食育の推進         | 食育推進計画に基づいた食教育等を実施します。また、関係部課による推進連絡会の設置や関係団体との連携を図るとともに、食育の日・食育月間の普及啓発に取り組みます。                          |

### 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

| 5年前から現在まで  | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は24年7月に健康日本21(第2次)を、都は25年3月に東京都健康推進プラン21(第2次)を定め、両者ともに、総合的な目標として「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を掲げた。そしてその実現のため、生活習慣病の改善及び発症予防、健康を支える社会環境の整備の推進等が盛り込まれた。</li> <li>・地域保健対策の推進に関する基本的な指針が一部改正(24年7月)され、地域保健対策の推進に当たっては、ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進が示された。</li> <li>・生涯にわたる歯と口の健康づくり推進の基盤として、歯科口腔保健法(23年8月)が施行された。</li> <li>・第2次食育推進計画(24年3月)において、「周知」から「実践」を概念に、生活習慣病の予防につながる食育等の重点課題が掲げられた。</li> <li>・がん対策推進基本計画(24年6月)が閣議決定され、全体目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が加えられた。また、都のがん対策推進計画(25年3月)では、がんの予防として、「がんを遠ざけるための生活習慣の普及」、「がん教育の推進」、「早期発見と早期治療の推進」が示された。</li> <li>・社会経済情勢の好転が見えない中、自殺総合対策に積極的に取り組む必要性が高まった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯にわたり健康に暮らしていくため、検(健)診による意識啓発及び生活習慣病予防の重要性が、更に増してくる。</li> <li>・特に南部地域では、子育てをする若年世帯の増加が想定され、子育て支援策はますます重要となる。</li> <li>・これまでの個人や家族・家庭のみならず、学校・職場等の生活の場を加えた、地域コミュニティでの健康増進活動への支援が必要となる。</li> <li>・食の情報が氾濫する中、受け手側の正しい判断と選択力が必要となる。</li> <li>・区民一人ひとりが、生活習慣病や精神疾患の知識・情報を十分に理解していることが必要となる。</li> <li>・健康づくり・食育・がん対策の施策の充実等によって区民の健康寿命の延伸が図られ、その結果、健康格差の縮小が期待される。</li> <li>・区民の自殺率は減少傾向を示しているが、今後も取組の継続が必要である。</li> </ul> |

### 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで   | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・区政モニターアンケート調査(24年度)の結果、「自分の健康に関心がある」という回答は97%、「メタボリックシンドロームを知っている」という回答は98%とともに高いが、「普段の生活習慣をよいと思う」という回答は5割に満たないことから、意識、知識と行動の間に乖離があることがうかがわれる。</li> <li>・受動喫煙による健康被害への関心が継続している。</li> <li>・精神疾患者の増加により、精神保健相談の需要が増えている。</li> <li>・食育推進計画推進事業として、地域に出張する健康教育「食育応援講座」の要請が増えている。こども対象には定着してきているが年代に偏りがある。</li> <li>・自殺対策基本法(19年6月)制定後、国・都・区が総合的に自殺対策を進めた結果、自殺率は低下傾向にある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりの効果を上向きさせるためには、個人や家族単位での支援とともに、家庭・学校・職場のみならず地域コミュニティを含め社会環境の整備が必要となる。</li> <li>・国の「がん対策推進基本計画(24年度～28年度)」に掲げられたがん検診の目標受診率5年以内に50%(胃・肺・大腸は40%)を達成するため、本区においてもさらなる受診率の向上を図る必要がある。</li> <li>・受動喫煙の健康被害についての対策がより一層必要となる。</li> <li>・生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療、こころの健康問題に対し、区民の関心や要望が高まる。</li> <li>・うつ等精神疾患の増加に対し、気づきやストレス対処法などによりこころの健康づくりが重要になってくる。</li> <li>・食に関する知識と理解を深めるための幅広い情報を多様な手段で提供することが必要である。</li> </ul> |

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標             | 単位 | 現状値<br>21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 目標値<br>26年度 | 指標<br>担当課 |
|--------------------------|----|-------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 77 自分は健康だと思える区民の割合       | %  | 66.7        | 67.0 | 66.5 | 68.9 |      |      | 73          | 保健<br>予防課 |
| 78 運動習慣のある区民の割合          | %  | 56.5        | 54.9 | 54.7 | 55.4 |      |      | 62          | 健康<br>推進課 |
| 79 ストレス解消法を持たない区民の割合     | %  | 23.4        | 22.3 | 22.7 | 22.5 |      |      | 15.6        | 保健<br>予防課 |
| 80 この1年間に健康診断を受けた区民の割合   | %  | 82.3        | 81.7 | 80.8 | 80.1 |      |      | 85          | 健康<br>推進課 |
| 81 バランス良い食生活を心がけている区民の割合 | %  | 73.2        | 73.4 | 74.8 | 73.9 |      |      | 78          | 健康<br>推進課 |

### 5 施策コストの状況

|         | 24年度予算      | 24年度決算      | 25年度予算      | 26年度予算      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| トータルコスト | 3,818,169千円 | 3,324,510千円 | 3,641,690千円 | 3,648,473千円 |
| 事業費     | 3,291,862千円 | 2,832,562千円 | 3,130,405千円 | 3,148,031千円 |
| 人件費     | 526,307千円   | 491,948千円   | 511,285千円   | 500,442千円   |

### 6 一次評価《主管部長による評価》

#### (1) 施策における現状と課題

- ◆がんの標準化死亡比が23区内で高く、健康寿命が23区平均より低いなど、区独自の健康課題の解消に向け、積極的な施策の展開を図る必要がある。
- ◆区民の健康づくりへの意識変化や健康づくりの環境変化に対応し、健康関連データの分析により区独自の健康課題を確認した上で、積極的な施策の展開を図る必要がある。
- ◆国民の二人に一人が、一生の間に一度はがんにかかる時代、区民一人ひとりががんを身近に感じ、がんと向き合っていけるよう、がんに関する施策を総合的に推進する必要がある。
- ◆がん検診・健康診査の受診率向上のため、検診体制の整備等一層の充実が求められている。
- ◆区民の自殺率は低下しているが、こころの健康についての環境づくりを含め、総合的な自殺対策の更なる継続が求められている。
- ◆食の多様化が進み、栄養の偏りや食習慣の乱れなどから、肥満や生活習慣病の増加が予想される。一方、思春期女性を中心に若年層のやせ過ぎの傾向が見られ、健全な食生活の維持が難しい。

\*標準化死亡比：異なった年齢構成を持つ地域間で死亡率の比較が可能となるように計算された、基準集団を100とした場合の数値

#### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

- ◆現行の「健康プラン21」及び「食育推進計画」の次期計画は、国や都の策定指針も参考に、これまでの総括・評価を踏まえ、区民協働の視点で検討を行ない「新計画」として策定する。また、「健康プラン21（後期5ヶ年計画）」に掲げた5つの重点課題に基づく施策の継承も検討する。
- ◆「食育推進計画」の改定では、全ライフステージに応じて自ら取り組める食育の実践に向けた施策を検討する。
- ◆（仮称）江東区がん対策推進計画を策定し、がんに関する施策を総合的に推進していく。
- ◆検（健）診の受診率及び精密検査受診率の向上を図るため、平成24年度には、個別通知、期間の延長と統一化及び通知の統合等具体的取り組みを実施したが、今後も、利便性の向上をめざし、更に検（健）診の充実を図っていく。
- ◆国の女性特有のがん検診推進事業については、23年度よりがん検診推進事業に名称変更された。区では、これまでの乳がん、子宮がん検診に加え、25年度より大腸がん検診を実施する。
- ◆22年度より実施している自殺総合対策・メンタルヘルス事業を引き続き行う。
- ◆食品表示法による加工食品の栄養成分表示の義務化の施行（2015年予定）に伴い、健康づくりに役立つ商品選択の消費者教育や事業者への相談を行う。
- ◆歯科保健事業の見直しを行い、区民ニーズにより合致した効率的・効果的な施策に再構築する。

## 7 外部評価委員会による評価

### 施策の目標に対して、成果は上がっているか

・自ら健康づくりに取り組む環境が整っているかどうかは健診受診者割合によって確認されようが、その数値が横ばいであることから、施策全体として十分な成果があがっているとは言い難い。しかし、食育、健康への関心を喚起する「おいしいメニューづくりコンクール」や、自己負担金の導入など、一部では成果が認められ、健康への関心、その行動面での表れとなる運動習慣の有無についても評価しうる実績が表れている。

・糖尿病や自殺など、現状では成果が見えにくい施策があり、なお一層の工夫を期待したい。

### 区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

・区民の健康状態等を把握、分析していればこそ必要な対策を講じることができていると言えるが、さらに効果的な啓発や区民ニーズの把握に関する取り組みには課題が残る。

・区民ニーズの把握の仕方が曖昧である。特にメンタルケアに関しては社会状況の変化や生活環境の変化が大きく影響することはすでに知られていることであり、働き盛りの世代の人口増を認める江東区の特徴を鑑み、まずは現状の把握を急ぐべき。そのうえで具体的な対策を講じる必要があるのではないかと。

・自殺予防対策の一つとして講習会やゲートキーパー研修を実施し積極的に取り組んでいる。しかし自殺の前段階としてのうつ傾向にある人はまず自分から外部にSOSを出せないことを考えると、成果の把握が難しい。ゲートキーパーによる対策の効果を伺いたかった。

### 区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

・協働は施策の主題であるが、役割分担することに積極的な様子は現時点ではうかがえない。区民や民間団体との協働を活かした取組みを検討していただきたい。

・本施策が一定の成果を上げることができているのは、「公助」による強力な取組みが強く影響している。このことを批判する必要性は低いものの、施策の本旨、過去2か年の二次評価を踏まえると、「自助・共助」の観点からの施策の実施に、よりシフトすることを強く認識すべきである。

・世代間の交流が希薄になっていく中、区として、健康づくりの推進を世代間で行うことも検討する必要があるのではないかと。特に食育に関しては世代間交流をもっと進めて、食生活に関する高齢者の知恵や知識をもっと利用し、社会に還元する仕組みをつくるべきと考える。またそれらの取組みに併せて、民間の力を生かす方法を模索していくことを期待したい。

### 施策の総合評価(今後の方向性)

・自ら健康づくりに取り組む環境が整っているという観点に立てば、施策全体として十分な成果があがっているとは言い難いが、食育、健康への関心や運動習慣の有無については評価しうる実績が表れている。こうした実績を受診者増加につなぐことが今後の課題である。そのためには、「自助・共助」に主軸を置いた「新計画」に、詳細な区民ニーズを踏まえた具体的施策とその優先順位が明記されることが必要である。

### その他(改善点等)

・ヒアリングにおける区側の説明は丁寧で大変ありがたいが、委員はシートを事前に読み込んできていることを前提にポイントを絞った説明にしていただき、時間管理にご協力いただきたい。

## 8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

・区民の健康に対する意識を高めるために、効果的な啓発活動に取り組む。

・区民の健康状態、ニーズ等を把握、分析し、施策の実施を図る。特にメンタルケアについては、現状の把握を早急に行い、具体的な対策を検討する。

・「自助・共助」の観点から、区民や民間団体との協働を活かした健康づくりの取組みを検討する。

・「新計画」の策定にあたり、「自助・共助」に主軸を置くとともに、区民ニーズを踏まえた具体的施策とその優先順位を明記する。

1 施策が目指す江東区の姿

区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

|              |   |
|--------------|---|
| ①健康危機管理体制の整備 | 新型インフルエンザ等の健康危機に対応するため、関係機関との連絡体制を強化し、訓練を実施します。また、感染症発生時の体制強化やサーベイランス(流行監視)の確実な実施を図るとともに、日頃より区民及び医療機関などに対する最新情報の提供を行い、感染症に関する正しい知識の普及に取り組みます。 |
| ②感染症予防対策の充実  | 乳幼児や高齢者への予防接種を推進します。また、関係部署との連絡体制のもと、学校や高齢者施設等各種施設を通じた啓発活動を強化するとともに、結核対策やエイズ対策を充実させます。  |
| ③生活環境衛生の確保   | 食品関係営業施設や薬局、理・美容所などの生活環境衛生施設に対する監視や指導を行います。また、講習会等を通じて、区民の生活環境衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、迅速な情報提供を行います。   |

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

| 5年前から現在まで   | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年4月に新型インフルエンザ(H1N1)の世界的流行が発生したが、想定していたより病原性が低く平成23年4月には季節性インフルエンザへ移行した。</li> <li>・社会福祉施設等でのノロウイルス感染症・食中毒等の発生の増加、学校での麻しんの流行など、集団内での感染症のまん延が問題になっている。</li> <li>・結核の罹患率は先進国の中では未だに高水準である。</li> <li>・不活化ポリオワクチンの予防接種を開始した。(平成24年9月)</li> <li>・三種混合にポリオワクチンを加えた四種混合を定期予防接種に導入した。(平成24年11月)</li> <li>・平成25年4月にヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を開始した。</li> <li>・平成25年に入り、成人風しん患者が増加し、先天性風しん症候群予防のため、成人対象風しん予防接種事業を開始した。</li> <li>・犬の登録件数が増加している。</li> <li>・感染症等を媒介する衛生害虫等の生息域が拡大している。</li> <li>・医薬品の販売制度に関して薬事法が改正(平成21年6月)された。</li> <li>・食品・環境営業施設が、南部地域を中心に増加している。</li> <li>・食肉の生食による食中毒が社会問題化し、規制が強化された。</li> <li>・福島第一原発事故の発生により、農畜水産物が放射性物質に汚染された。</li> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定により、新型インフルエンザ発生時に区が果たす役割がより明確となった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥インフルエンザから病原性が高い新型インフルエンザへの変異が危惧され、移動手段が発達した現代、新たな感染症が発生した場合、世界的な大流行となる可能性がある。</li> <li>・保育施設や高齢者施設等の増加により、様々な感染症の集団発生リスクが高まる。</li> <li>・非正規労働者や社会的弱者の増加により結核発症及び再発のリスクが高まる。</li> <li>・衛生害虫等の生息域の拡大により、感染症のまん延が懸念される。</li> <li>・医薬品の適正な販売方法・購入方法が定着しないおそれがある。</li> <li>・平成28年の豊洲市場開場に伴い、食品営業施設がさらに増加する。</li> <li>・福祉施設・大規模飲食店におけるノロウイルス食中毒等の発生が引き続き懸念される。</li> <li>・TPPに参加すると、食品添加物や残留農薬の規制が緩和される可能性がある。</li> </ul> |

| 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化   |   |
|---|---|
| 5年前から現在まで   | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年の新型インフルエンザの発生時の対応を検証した上での、健康危機管理対策の強化が求められている。</li> <li>任意の予防接種へのさらなる公費助成や法定化が求められている。</li> <li>生活環境の変化によりさまざまな区民の要望が出ている。</li> <li>放射性物質に汚染された食品が流通しないよう対応が求められている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年の新型インフルエンザ(H1N1)対応経験により、手洗い、咳エチケット、うがい、マスク着用等による感染症予防策の必要性への認識が高まってきている。</li> <li>これまで任意だった予防接種が法定化されたものもあり、区の果たす役割がますます高まっていく。</li> <li>食生活の安全確保や暮らしの衛生確保など区民生活に密接した分野の安全衛生対策の強化が求められていく。</li> </ul> |
| 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業   |   |

| 4 施策実現に関する指標                   | 単位 | 現状値<br>21年度    | 22年度           | 23年度           | 24年度           | 25年度 | 26年度 | 目標値<br>26年度 | 指標<br>担当課 |
|--------------------------------|----|----------------|----------------|----------------|----------------|------|------|-------------|-----------|
| 82 手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合  | %  | 69.1           | 69.4           | 72.1           | 71.1           |      |      | 70          | 保健<br>予防課 |
| 83 予防接種率(麻しん・風しん1期)            | %  | 94.5<br>(20年度) | 96.8           | 98.2           | 97.2           |      |      | 95          | 保健<br>予防課 |
| 84 結核罹患率(人口10万人当たり)            | 人  | 24.9<br>(20年度) | 24.3<br>(21年度) | 22.6<br>(22年度) | 23.2<br>(23年度) |      |      | 18.9        | 保健<br>予防課 |
| 85 環境衛生営業施設への理化学検査の不<br>適率(※1) | %  | 3.2<br>(20年度)  | 4.1            | 3.3            | 4.5            |      |      | 4           | 生活<br>衛生課 |
| 86 食品検査における指導基準等不適率<br>(※2)    | %  | 6.8<br>(20年度)  | 5.2            | 6.8            | 3.3            |      |      | 4           | 生活<br>衛生課 |

※1 区内の環境衛生営業施設(公衆浴場、プール、理・美容所等)に対して実施した、空気環境測定・水質検査の総検査項目数に占める不適項目数の割合を指標とする。

※2 区内の食品営業施設(飲食店、菓子製造業等)から収去した食品等に占める、東京都指導基準等に違反する検体数の割合を指標とする。

| 5 施策コストの状況 |             |             |             |             |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|            | 24年度予算      | 24年度決算      | 25年度予算      | 26年度予算      |
| トータルコスト    | 1,560,599千円 | 1,585,888千円 | 1,778,427千円 | 2,028,273千円 |
| 事業費        | 1,096,344千円 | 1,153,644千円 | 1,296,787千円 | 1,528,249千円 |
| 人件費        | 464,255千円   | 432,244千円   | 481,640千円   | 500,024千円   |

| 6 一次評価<< 主管部長による評価 >>   |
|---|
| (1) 施策における現状と課題   |
| <p>◆新たな高病原性新型インフルエンザの発生、麻しんやノロウイルスの集団発生、食の安全等の不安が高まる中、生命と健康を自ら守ることの重要性を区民は気にかけている。マスクの着用、手洗いの徹底など感染予防策に関する正しい知識の普及啓発の必要がある。◆法定外の予防接種については、平成21年度に高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種費用の助成を開始しているが、さらなる助成拡大へのニーズが高まっている。今後も国の動向を注視していくことはもちろんであるが、法定予防接種である麻しんの接種漏れ者への対応等、地域の実情に応じた柔軟な対策が求められている。</p> |
| (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性   |
| <p>◆新型インフルエンザ対策については、平成21年に発生した経験等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、発生を念頭に置いた対応可能な体制を整備する。◆区民一人ひとりが正しい知識を持ち、自覚と予防の実践が図られるよう、感染症予防に関する区民への一層の知識の普及に努める。◆今後も法定化される予防接種があれば、国の動向を注視しながら、円滑に導入していく。◆飲食店を始めとした生活衛生関係営業施設に対する効率的かつ効果的な監視指導及び消費者への正しい知識の普及を図っていく。</p>                           |



| 7 外部評価委員会による評価  |  |
|---|--|
| <b>施策の目標に対して、成果は上がっているか</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね法定事務であることから、なすべきことはきちんとなされている。</li> <li>・区民の安心を確保するという点からみると、感染症等の区内における発生情報を即時区民に提供する仕組みができておらず、またそうした仕組みを作ることに積極的な姿勢もみられない。情報提供はセンシティブなものであることは承知しているが、先行的な事例もあることも踏まえると、十分に検討の余地はあるものと思われる。</li> </ul>   |  |
| <b>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症に関する情報は区のHPに公開しているが、それだけでは区民の安心感または危機感の醸成には不十分である。一方で情報を公開しすぎることによって区民の不安を煽ってしまう可能性もある。それらに留意しつつ、より現実的な情報が速やかに提供できる基準とシステムづくりによって、適時・適切な情報公開に取り組んでほしい。</li> <li>・地球温暖化の影響により、元来その土地に生息していなかった害虫が生息するようになる等、区民の健康を脅かす可能性が高まってきている中で、蚊の駆除に関する区の取り組みは、社会状況に対応したものであり、かつ民間団体の力を活用しているものだと評価できる。</li> </ul>         |  |
| <b>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</b>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機管理・感染症予防・環境衛生という社会的に大きな問題は、国の専門機関と行政との即応・連携体制が不可欠であると考えるので、現在の連携協調体制を堅持していただきたい。一方で、ヒアリングにおける発言から、区として独自に何らかの対策を検討し、打ち出すという姿勢は弱いものとみられる。感染症対策とはいえ、区民の協力を得るべきもの、都と連携して独自に対策をとるべきことなどが皆無であるとは思えない。</li> <li>・HPへの掲載は見る意思のある人にしか提供できない。デジタル発想だけでなく、アナログ発想での施策および、民間活力を最大限利用した情報収集と情報提供のシステムづくりに期待したい。</li> </ul> |  |
| <b>施策の総合評価(今後の方向性)</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・この施策は守備範囲が広く判断しにくいですが、法定事務を粛々と執行しており、概ね良好と評価する。</li> <li>・区民への情報提供、区民との協働等について検討の余地は多分にあることから、そうした点に課題が残されている。</li> </ul>   |  |
| <b>その他(改善点等)</b>  |  |
| 特になし  |  |

| 8 二次評価<<区の最終評価>>   | ※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。 |
|--|---------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・強毒性新型インフルエンザ等の健康危機への対策について、関係機関との連携を密にするなどにより、危機発生時には的確に対応できるよう準備を行う。</li> <li>・感染症等の区内における発生等の情報を、速やかに区民に提供できる基準と仕組みづくりを検討する。</li> <li>・本施策の推進にあたっては、引き続き国や都との連携体制を強化するとともに、区民との協働を活用するなど、区独自の取り組みの可能性についても検討する。</li> </ul> |                                 |

## 施策 24 保健・医療施策の充実

### 1 施策が目指す江東区の姿

安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

### 2 施策を実現するための取り組み

|                      |  |
|----------------------|--|
| ①保健・医療施設の整備・充実と連携の促進 | 保健・医療施設の不足及び地域的偏在などを是正するため、人口の増加に伴う医療需要の増大が著しい南部地域において総合病院の整備に取り組むとともに、保健相談所の拡充を図ります。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、医師会や医療機関との連携を促進し、地域における保健・医療システムの整備に努めます。併せて、救急医療、産科・小児科医療及び休日・夜間診療などの充実に取り組みます。 |
| ②母子保健の充実             | 保健サービスの周知、個別支援、虐待予防、包括的なデータ管理、関係機関の連携強化等により、妊娠・出産・育児のリスクを減らし、疾病や障害を予防するシステムを構築します。また、新生児訪問を確実に実施するほか、乳幼児健診や発達に関する専門相談、母子の孤立防止へ向けた相談体制などの充実を図り、妊娠からの一貫した母子保健施策を推進します。                                     |

### 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

| 5年前から現在まで   | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>南部地域の急速な開発に伴い人口が急増している。</li> <li>全国的な傾向として産科医、小児科医が不足している。</li> <li>区内における分娩可能な有床診療所は4カ所しかないため、区内での出産は出生数全体の約3割にとどまる。</li> <li>人口増による出生数の増加や初産年齢の高齢化に伴い、低出生体重児等のハイリスク出産が増加している。</li> <li>ハイリスク出産については、区内に対応できる医療機関がないため、都立墨東病院など区外の高次医療機関に依存している。</li> <li>区部7つの二次医療圏のうち、10万人当たりの病床数は区東部が最下位である。</li> <li>東京都保健医療計画(平成25年3月改定)において区東部医療圏の基準病床数が290床増加した。</li> <li>医療制度改革に伴い、病院と地域の診療所等が機能分担しながら連携し効率的に医療を提供する地域医療連携が全国的に進められている。</li> <li>21年度からBCGを個別接種に変更したことにより、4ヶ月健診を2日制から1日制に変更し、健診回数の増を図り、受診しやすい体制にした。</li> <li>23年度から、妊婦健診におけるヒトT細胞白血病ウイルス(HTLV-1)抗体検査費の助成を開始した。</li> <li>24年度から、発達障害児対策として医師会と連携し発達障害児対応研修会を保育士、幼稚園教諭、保護者等を対象に実施している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>人口急増に比して不足する医療資源は、「女性と子どもにやさしい」総合病院の新規開設及び一次医療機関との地域医療連携により安定したものとなる。</li> <li>乳幼児数は特に人口増の続く南部地域において増加傾向のまま推移する。孤立し子育てをしている若年世帯に対し個々の状況に応じた支援が必要とされ、効率的な保健医療施策が望まれる。</li> <li>NICU(新生児集中治療室)及びGCU(新生児回復治療室)が整備され、高度な新生児・周産期医療が提供されるようになる。これに伴って、NICU及びGCUからの円滑な退院支援に向けた地域医療連携や、ハイリスク妊婦への対応などのニーズが高まる。</li> </ul> |

### 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで   | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>南部地域の人口の急増に見合った医療提供施設(病院等)の整備が求められている。特に若年世帯の流入により、周産期医療や小児医療への対応が求められている。</li> <li>区民は受けた医療や治療の内容について、相談できる窓口を求めている。</li> <li>東日本大震災以後、災害医療への関心が高まっている。</li> <li>婦人科・周産期医療・救急医療・小児医療が不足していると感じる区民が多い(24年度区政モニターアンケート)。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療連携の拠点病院である総合病院の新規開設及び災害医療・救急医療など、区民ニーズに対応する医療提供体制の整備は、区民の安心感を向上させ定住志向を高めるとともに、医療ニーズの量から質への転換を促す。</li> <li>今後とも医療相談窓口寄せられる相談内容の多様化が予想される。</li> </ul> |

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標                   | 単位 | 現状値<br>21年度    | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 目標値<br>26年度 | 指標<br>担当課 |
|--------------------------------|----|----------------|------|------|------|------|------|-------------|-----------|
| 87 安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合 | %  | 63.2           | 68.1 | 67.7 | 71.8 |      |      | 70          | 健康<br>推進課 |
| 88 乳児（4か月児）健診受診率               | %  | 96.7<br>(20年度) | 92.9 | 92.6 | 93.9 |      |      | 98          | 保健<br>予防課 |

### 5 施策コストの状況

|         | 24年度予算      | 24年度決算      | 25年度予算      | 26年度予算      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| トータルコスト | 3,766,338千円 | 3,710,879千円 | 3,746,376千円 | 1,279,363千円 |
| 事業費     | 3,234,349千円 | 3,210,297千円 | 3,238,585千円 | 761,163千円   |
| 人件費     | 531,989千円   | 500,582千円   | 507,791千円   | 518,200千円   |

### 6 一次評価《主管部長による評価》

#### (1) 施策における現状と課題

- ◆総合病院の整備（南部地域総合病院整備事業）
  - ・22年3月に学校法人昭和大学と事業協定を締結。23年6月に工事着工（工期30ヶ月）。
  - ・病院建築設計の内容等について、22年度に第三者評価を実施し、全体として合理的な計画との評価を得た。
  - ・豊洲5丁目地区で予定される他の工事との調整が必要（地元区民、東京都港湾局、区土木部、教育委員会、民間事業者、その他）。
  - ・昭和大学江東豊洲病院整備運営協議会（22年6月設置）において、地域医療連携等を含め、引き続き医師会等との協議や報告を行っていく。
  - ・区の支援策として、土地の貸付（22年4月以降10年間は無償）や建設工事費補助を実施。建設工事費の1/2について、最大75億円を限度に補助金を交付。23、24年度はそれぞれ25億円ずつを交付済。
- ◆乳児健診は疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割は大きい。
- ◆新生児・産婦訪問指導事業については、エジンバラ産後うつ病質問票の評価による産後うつの早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義が大きい。

#### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

- ◆総合病院の整備（南部地域総合病院整備事業）
  - ・周産期医療及び小児医療をはじめ、二次救急医療の提供や災害拠点病院として整備する。
  - ・病院名称を「昭和大学江東豊洲病院」として、26年3月の開院を予定する。
  - ・地域医療連携の構築に向け、周産期・小児医療に係る妊娠・出産育児・子育て分野での庁内「医療・保健・福祉」部門との連携を前提に、東京都の関係部署や医師会等関係機関との連絡・調整・協議を進めていく。
- ◆南部地域の人口増加に対応して、深川南部保健相談所の効率的な事業運営を図る。
- ◆医療相談窓口の人材確保と職員の資質向上により、区民の要望に適切に対応していく。
- ◆妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦、新生児、乳児健診等の健診結果の効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防、発達障害児の早期発見・対応等に取り組んでいく。

### 7 外部評価委員会による評価

平成24年度外部評価実施済施策

### 8 二次評価《区の最終評価》

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・区内の医療保健ネットワークが十分機能するよう、昭和大学江東豊洲病院と一次医療機関や保健所等との連携ネットワークづくりを推進する。
- ・母子保健施策については、関係機関や他部署との連携を緊密にし、疾病の早期発見や児童虐待予防等に取り組む。

# 施策 25

# 総合的な福祉の推進

主管部長(課) 福祉部長(福祉課)  
 関係部長(課) 福祉部長(高齢者支援課、介護保険課、障害者支援課、塩浜福祉園)、健康部長(保健予防課)、こども未来部長(保育課)

## 1 施策が目指す江東区の姿

総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

## 2 施策を実現するための取り組み

|                    |  |
|--------------------|--|
| ①相談支援体制の充実・手続きの簡素化 | 総合的な相談窓口機能等を備えた高齢者を対象とした地域包括支援センターや障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。    |
| ②在宅支援サービスの拡充       | 高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護の重度化の防止策を講じます。                   |
| ③入所・居住型施設の整備・充実    | 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。                             |
| ④質の高い福祉サービスの提供     | 区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。 |

## 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

| 5年前から現在まで   | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険の基本理念を一層推進するため、介護従事者の確保と処遇改善を目的に平成21年度と平成24年度に介護報酬の改定が行われた。また、平成24年度には地域包括ケアシステムの実現に向けて介護保険法の一部が改正された。区では、地域包括支援センターを平成24年度までに8か所設置し、ランチである在宅介護支援センターと連携を図り包括的支援を行っている。</li> <li>平成25年度から、厚労省通知において、個別支援の取り組みの中から地域課題を抽出し政策形成等につなげる地域ケア会議の開催が明文化された。</li> <li>平成23年6月に障害者虐待防止法が制定され、平成24年10月に施行された。また、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が平成25年4月から施行された。制度の谷間のない支援の提供等を内容としており、対象が難病患者等にも拡大された。</li> <li>福祉サービスについては、パンフレット、区報やホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めた。</li> <li>保育施設においては、第三者評価制度を積極的に活用し、情報提供を行うことで、区民が保育施設を選択する際の判断基準のひとつになっている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>区では、団塊世代が高齢者となる平成26年に高齢者が10万人を超えると予測している。介護予防事業により要支援・要介護状態の重度化の防止を図っているが、高齢者人口の急増に伴い、要支援・要介護認定者及びサービス利用者が増加する。また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、地域社会全体で高齢者を支える総合的な支援の仕組みの強化が必要となる。</li> <li>高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた一層の連携・推進が求められる。</li> <li>障害者総合支援法の施行に伴い、事業や組織の対応が求められる。</li> <li>インターネット等の情報媒体が、区民の情報ツールとして活用され、また福祉サービス第三者評価の受審の拡大により福祉サービスの質の向上が進む。</li> </ul> |

## 3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで  | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度導入時と比べると、施設サービス利用者は約2.3倍、居宅サービス利用者は約5.4倍となっているが、要介護状態の長期化・重度化が進み、区民からの施設サービスの利用希望が高まっている。また、家族介護者の負担の軽減、健康づくり、介護が必要にならないための支援への要望が非常に高く、ひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくりへの要望も高まっている。</li> <li>障害者本人とその家族の高齢化が進む中、いつまでも地域で安心して暮らしていけるように、多様な在宅サービスとグループホーム、ケアホーム、多機能型入所施設など入所・居住型施設の整備が求められている。</li> <li>区民の生活環境やライフスタイルに合わせた福祉サービスの提供や各種手続きの簡素化など利便性の向上が求められている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者人口の急増に伴い、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯も増加し、地域での見守り支援、在宅の高齢者や家族介護者の経済的、精神的負担を軽減する福祉サービスの充実がさらに求められる。</li> <li>障害者本人とその家族の高齢化の進行により、障害者の特性に応じた多様な在宅サービスと通所施設、グループホーム、ケアホーム、多機能型入所施設等の入所・居住型施設の整備の要望がさらに強くなる。地域社会全体で高齢者・障害者を支え、安心して生活できる総合的な支援・仕組みの強化が求められる。</li> <li>長引く景気低迷などの社会情勢によって、共働き世帯の増加等区民の生活環境はさらに大きく変化し、より質の高い福祉サービスの提供が求められる。</li> </ul> |

### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標                       | 単位 | 現状値<br>21年度     | 22年度          | 23年度          | 24年度          | 25年度          | 26年度 | 目標値<br>26年度 | 指標<br>担当課 |
|------------------------------------|----|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------|-------------|-----------|
| 89 保健・福祉の相談窓口が身近にあると思う区民の割合        | %  | 30.1            | 33.5          | 34.7          | 34.2          |               |      | 40          | 高齢者支援課    |
| 90 要支援・要介護状態でない高齢者の割合              | %  | 86.3<br>(21年9月) | 85.6          | 85.0          | 84.5          |               |      | 84.6        | 介護保険課     |
| 91 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホームの定員数 | 人  | 2,001<br>(20年度) | 2,236         | 2,263         | 2,290         |               |      | 2,553       | 福祉課       |
| 92 福祉サービス第三者評価受審施設数                | 施設 | 102<br>(20年度)   | 137<br>(21年度) | 186<br>(22年度) | 246<br>(23年度) | 319<br>(24年度) |      | 403         | 福祉課       |

### 5 施策コストの状況

|         | 24年度予算       | 24年度決算       | 25年度予算       | 26年度予算       |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| トータルコスト | 36,477,272千円 | 35,625,109千円 | 39,472,338千円 | 43,079,698千円 |
| 事業費     | 35,550,125千円 | 34,762,933千円 | 38,588,481千円 | 42,149,708千円 |
| 人件費     | 927,147千円    | 862,176千円    | 883,857千円    | 929,990千円    |

※本施策の施策コストは、一般会計及び介護保険会計の合計額である。

### 6 一次評価<<主管部長による評価>>

#### (1) 施策における現状と課題

- ◆特別養護老人ホームは、区内に13か所整備が完了しているが、平成25年3月末現在で入所待機者が2,077人となっている。
- ◆介護老人保健施設は、平成24年11月に新規に1施設開設し、区内に7か所整備が完了した。
- ◆認知症高齢者グループホームは、民間事業者への建設費助成による整備の促進を図り、平成23年度に1か所、平成24年度に3か所開設した。
- ◆高齢者の在宅生活を支援するため、自立生活に不安のある方を対象とした都市型軽費老人ホームを平成23年度に1施設、平成24年5月に1施設開設した。
- ◆要支援・要介護高齢者の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護施設を平成24年度に1か所整備し、区内に4か所となったが、深川南圏域が未整備である。
- ◆民生委員は支援を必要とする地域住民と各種相談窓口の橋渡し役を担っているが、大規模マンションの建設等による人口増加で、臨海部を中心に民生委員の欠員が生じている。
- ◆平成25年4月から、地域包括支援センターと在宅介護支援センターに愛称「長寿サポートセンター・長寿サポート」を設定し、高齢者の身近な相談窓口であることをPRしている。この長寿サポートセンターを中心とした専門多職種の協働のもと、公的サービス以外の社会資源を積極的に活用する地域ケア会議が求められている。
- ◆二次予防事業対象者の把握方法を変更したことにより、対象者数は大幅に増加したが、事業参加者数は増えていない。
- ◆障害者総合支援法の施行により、難病患者等にも対象が拡大されたが、その取扱いについては、既存の対象者との公平性に配慮する必要がある。

#### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

- ◆高齢者が住みなれた自宅や地域で、日常生活を営むことができるよう、多様な機能や対応が可能な介護基盤等を計画的に整備する必要がある。一方、施設整備は介護保険料の増加に影響するため、計画的に進める必要がある。
- ◆区内14か所目となる特別養護老人ホームを平成25年度中に竣工予定であり、さらに15か所目の整備にも着手するなど引き続き着実な整備を推進する。
- ◆小規模多機能型居宅介護施設についても、平成26年度に1か所の整備を計画している。
- ◆要介護高齢者の在宅生活を支援するため、24年4月に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、平成24年度から区内で3事業所が展開中だが、実態把握・効果等の検証を行っていく。
- ◆地域包括ケアシステムの実現に向けた方策のひとつとして、地域課題の解決策や政策への提言が抽出されるよう、地域ケア会議を開催し、効果的に運営していく。
- ◆介護予防事業の参加者数を増加させるため、効果的な勧奨方法の確立と、効果的かつ魅力的なプログラムの提案、参加しやすい場所の提供、参加手続きの簡略化に取り組む。
- ◆障害者総合支援法に基づき、難病患者等も含め、より適切な障害福祉サービスを提供していく。
- ◆質の高いサービスを安定して提供できるよう、福祉サービス第三者評価の受審を促し、事業者のサービスの改善・向上を図る。

|   |
|---|
| <b>7 外部評価委員会による評価</b>   |
| <b>施策の目標に対して、成果は上がっているか</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・急激に進む高齢化、価値観の変化のなかにあつて、施設整備や体制整備を進め、着実に指標値を上げていることは評価に値するが、対策が後手に回っている感は否めない。</li> <li>・特養ホーム待機者数が約2100名に対して、区では、14、15箇所目の施設整備を進めており、少しずつ成果が上がってはいるが、到底、待機者が満足できる高齢者福祉とは言えないと考える。</li> <li>・民生委員制度に執着するのではなく、新しい地域見守りシステムを構想するなど、現状の仕組みを根底から見直すくらいの大胆な発想で江東区独自の施策を実行していただきたい。</li> </ul>  |
| <b>区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「民生委員なんかやりたくない」、「自治会なんかいらぬ」、「密度の高い近所づきあいは避けたい」といった感覚が区民ニーズであるとすれば、従来型の民生委員制度、自治会制度に依存した取り組みにこだわり続けることは問題解決を先送りすることにしかならないことを、この際強く認識すべきときではないか。</li> <li>・ボランティアの養成は重要なことではあるが、高齢者が多い地域と、若い人が多い地域が分かれる江東区の特徴を考えると、その地域に必要とされる施策を細やかに区が作成し、直に積極的に提供していくことも必要ではないだろうか。地域の特性、住民ニーズをまずは的確に把握する努力をすべきである。</li> <li>・地域包括支援センターと在宅介護支援センターを一体化し、「長寿サポートセンター・長寿サポート」としたことにより、今まで2か所の施設でそれぞれ行われていた手続きが一本化し、区民に利用されやすい施設になったものと思われ、区民ニーズに対応した取り組みができたものと評価する。</li> </ul> |
| <b>区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの積極的活用、国や都の補助制度を活用した民間事業者の参入促進など、区単独の限界を意識した取り組みが行われており、一定程度は評価できる。</li> <li>・配食サービス等について、民間の参入状況を踏まえ受益者負担を導入するなど、随時民間との役割分担が意識されている。一方で、民間活力を導入した場合の区の監視体制を的確に実施していくことが望まれる。</li> </ul>  |
| <b>施策の総合評価（今後の方向性）</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策が目指す江東区の姿がきわめてハードルの高い設定となっており、これをクリアすることはほとんど不可能とも感じざるを得ないなかで、様々な状況に随時対応する取り組みがみられることは本施策の成果であるとみてよいと考える。しかし、このままでは十分な対応ができるとは考えられず、今後は価値観の変化に対応した未来志向の制度設計、つまり、障害の重度化、要介護高齢者の増加など、目に見えることへの対処で既存の制度を動かしていくことだけでなく、元気な高齢者や障害を持っていても自立生活をしている方々を積極的に社会の中で活用していく施策にも挑戦していく必要がある。将来を担う子供たちの育成や若い親たちのために、柔軟な発想で、様々な分野で積極的に世代間交流を行い、学びの場とする試みを実施していただきたい。</li> </ul>   |
| <b>その他（改善点等）</b>  |
| 特になし  |

- ・福祉の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。また、関係部署で連携をとり、施策全体としての事業展開に取り組む。
- ・各種福祉サービスについて、区民ニーズの把握に努め、民間活力の積極的な活用を図る。また、民間活力を導入した場合の区**の監視体制を的確に実施する。**
- ・各種施設整備について、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図る。
- ・各種在宅サービスについて、引き続きその効果を分析・検討するとともに、自己負担のあり方に関する考え方を整理する。
- ・福祉サービス第三者評価事業について、長期計画に掲げた計画の着実な実施を図り、サービスの質の向上に取り組む。
- ・民生委員制度の適切な運用を図りつつ、住民ニーズに合致する、**地域を見守る新たな取組みについて検討する。**
- ・実効性のある地域包括ケアシステムの構築を推進する。

1 施策が目指す江東区の姿

地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み

|                      |   |
|----------------------|---|
| ①高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援 | 老人クラブ活動の育成・支援をはじめ、社会貢献活動、社会参加、健康づくり、仲間づくり等の活動を支援し、他世代との交流機会の提供に努めます。また、ボランティア活動やシルバー人材センターの充実、就業情報の提供などにより、高齢者の能力活用を推進します。                        |
| ②福祉人材の育成             | 高齢者や障害者の福祉サービスを支える人材の確保を支援するとともに、団塊世代を含む福祉ボランティアの育成と活用を図ります。  |
| ③地域ネットワークの整備         | 地域住民やボランティア、民間事業者、地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどの連携により、地域の見守りネットワークを整備するなど、年々増加するひとり暮らし高齢者や障害者等が安心して暮らせる仕組みを構築します。また、地域で支える福祉に対する区民の理解を深めるための意識啓発を推進します。 |

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

| 5年前から現在まで  | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度は、サービス利用者の増加とともに介護給付費の伸びが著しいことから、制度の安定的・持続的な運営を図ることが重要な課題となっている。</li> <li>・要介護者の増加に伴い、介護従事者の確保・処遇改善を図るため、平成21年度と平成24年度に介護報酬の改定が行われた。24年度の報酬改定は、要介護者の自立支援への取り組みや医療ニーズへの対応、医療機関と介護サービス事業者の連携促進も目指している。</li> <li>・障害者自立支援法が、平成25年4月に「障害者総合支援法」に改正された。平成20年には後期高齢者医療制度が創設されたが、現在見直しが行われている。</li> <li>・平成25年度から、厚労省通知において、個別支援の取り組みの中から地域課題を抽出し政策形成等につなげる「地域ケア会議」の設置が明文化された。</li> </ul> | <p>【地域力の低下】団塊世代が65歳以上となる平成26年には江東区でも高齢者人口が10万人を超えると予測されている。こうした中、ますます、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれ、「自助」「共助」「公助」の推進と連携がこれまで以上に重要になってくるが、生活様式の多様化等により、これまで地域に培われてきた「共助」機能の低下が懸念される。</p> <p>【サービス供給が不安定に】今後とも継続的に増加する介護需要に応え、所要の介護従事者を確保しなければならない状況が続く。介護従事者の処遇改善や潜在的な就労者の掘り起こしを不断に行っていかなければ介護従事者不足のため、サービス供給が不安定になる可能性がある。</p> <p>【団塊世代の地域社会ステージへの参入準備】団塊世代の高齢化、大量退職により、生活の場を職場から地域に移すシニア世代が「自助」「共助」に積極的に取り組み活躍していくための仕組みづくりが必要となる。</p> |

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

| 5年前から現在まで   | 今後5年間の予測(このままだとどうなるか)  |
|---|--|
| <p>「高齢者の生活実態等に関する調査」(平成23年3月)より。</p> <p>①一般高齢者、介護予防対象者等に将来介護が必要になったときにどこで生活したいかを尋ねた設問では、一般高齢者で45.7%、在宅要介護者で65.3%、介護予防対象者で48.1%が「自宅」を望んでおり、他の入所施設、グループホームなどよりも生涯を慣れ親しんだ住居で過ごすことを希望する高齢者が多いことがわかる。</p> <p>②社会活動に関する事項では、現在「趣味の活動」17.8%「町会・自治会」14.7%「健康づくり・スポーツ活動」13.9%の活動者がいる一方で、「今後とも参加するつもりはない。」また無回答者を合わせると6割を超える。ボランティア活動においても地域活動を支える「高齢者の見守り」12.6%「高齢者の交流の場への支援」12.6%等の活動を希望する方がいる一方で、「取り組みたい活動はない。」とする無回答も25.7%存在する。</p> <p>③力を入れるべき高齢者施策として「家族介護者の負担軽減」47.2%、「健康づくり・介護が必要にならないための支援」が42.9%と上位である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子や近親者による介護や家事援助を求めない傾向が一般化し、介護サービス需要がさらに大きくなる。</li> <li>・8割以上の区民が集合住宅で生活し、高層化やオートロックの普及などの住環境の変化によって、さらに外部からの見守りが困難となっていくため、地域コミュニティ機能の脆弱化とともに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の「社会的孤立」状態から「孤独死」に至るケースが増加する。</li> <li>・上記の傾向に対する危機感も強まり広がって、ひとり暮らし高齢者の見守り体制構築への要請が増大する。</li> <li>・地域密着型サービス、小規模多機能型施設の整備や平成24年4月に創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護への要望が強くなっていく。</li> <li>・健康維持活動とともに趣味娯楽追求型とは志向の異った社会参加型、社会貢献型生きがい創出に向けた施策の重要性が増す。</li> </ul> |



### 3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

| 4 施策実現に関する指標                           | 単位 | 現状値<br>21年度     | 22年度  | 23年度  | 24年度  | 25年度 | 26年度 | 目標値<br>26年度 | 指標<br>担当課  |
|--|----|-----------------|-------|-------|-------|------|------|-------------|------------|
| 93 生きがいを感じている高齢者の割合                    | %  | 70.6            | 67.3  | 63.7  | 66.6  |      |      | 80          | 高齢者<br>支援課 |
| 94 福祉ボランティアの登録者数                       | 人  | 4,542<br>(20年度) | 6,406 | 6,646 | 6,739 |      |      | 5,680       | 福祉課        |
| 95 地域の中で家族や親族以外に相談しあったり、世話しあう人がいる区民の割合 | %  | 29.0            | 29.0  | 30.3  | 29.4  |      |      | 40          | 高齢者<br>支援課 |

### 5 施策コストの状況

|         | 24年度予算      | 24年度決算      | 25年度予算      | 26年度予算      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| トータルコスト | 1,339,531千円 | 1,287,732千円 | 1,389,361千円 | 1,359,492千円 |
| 事業費     | 1,122,782千円 | 1,085,024千円 | 1,170,949千円 | 1,141,584千円 |
| 人件費     | 216,749千円   | 202,708千円   | 218,412千円   | 217,908千円   |

### 6 一次評価《主管部長による評価》

#### (1) 施策における現状と課題

- ◆高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場を確保するため、老朽化した福祉会館等の改築・改修工事を順次行ってきたが、今後は、急速に増加する退職後のシニア層の志向に沿って、健康の維持増進活動の他、社会性のあるボランティア活動・NPO活動への参加を支援するサービスや地域拠点が求められる。
- ◆福祉人材の育成のうち、人材確保については「福祉のしごと相談・面接会」の実施により延133名が就労に結びつき、一定の効果が出ている。人材育成については、長寿サポートセンター（地域包括支援センター）で介護支援専門員向け研修を実施している。また、平成24年度より区内介護事業所の介護職員等を対象とした研修事業を開始し、15講座延べ278名が受講した。
- ◆退職後のシニア層が趣味や生きがいづくり活動ばかりではなく、区の高齢者支援施策の担い手として活躍できる場をつくる必要がある。
- ◆ひとり暮らし等の高齢者が住みなれた地域で生活するためには、サポート地域活動の区内全域への拡大と、ライフライン事業者等との連携による見守り体制の構築が重要だが、いずれも個人情報の取扱いへの過剰反応等が大きな阻害要因となっている。

#### (2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

- ◆福祉会館の運営に指定管理制度を活用する。また、児童館との一体運営により民間事業者のノウハウの活用を進める。
- ◆福祉人材の確保・育成について、「福祉のしごと相談・面接会」は東京都福祉人材センターの地域密着型面接会事業を活用して実施していることから、今後も同事業と連携して実施していく。また、人材育成については、平成24年度から引き続き、東京都高齢社会対策区市町村包括補助事業を活用した介護職員向け研修の実施と就労希望有資格者向けの就労支援を実施することにより、地域で活動している福祉人材の育成及び潜在的有資格者の掘り起しを行い、介護サービスの質の向上を目指していく。
- ◆シニア層が地域における福祉の推進役として活躍できる体制を構築していく。
- ◆地域ネットワークの整備の一環である高齢者の見守りに関しては、①区が直接行う安否確認サービス②地域が主体となった見守りの拡大③民生委員・長寿サポートセンター・事業者等が連携する見守りネットワークの整備を進めるなど、重層的な展開を図っていく。

## 7 外部評価委員会による評価

平成24年度外部評価実施済施策

## 8 二次評価<<区の最終評価>>

※ 外部評価結果を反映した評価について太字で表記してあります。

- ・福祉人材の確保については、人員不足の原因や人材の定着状況に関する分析、法改正等の動向把握を行い、これらを踏まえた上で効果的な事業のあり方を検討する。
- ・地域における福祉ネットワークについては、関係機関との適切な役割分担のもと、引き続き整備を進める。
- ・シニア層が地域福祉の担い手として活躍できる体制構築を図る。